

大学教育質保証・評価センター 大学機関別認証評価評価手数料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」という。）が、大学教育質保証・評価センター定款第4条の規定に基づいて行う大学機関別認証評価（以下「大学評価」という。）に関する評価手数料について定める。

(評価手数料)

第2条 大学評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表1のとおりとする。

2 再度の評価に係る評価手数料は、大学の種別に応じて別表2のとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。

別表1：大学機関別認証評価に係る評価手数料（第2条第1項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 160万円 二 1学部あたり 35万円 三 1研究科あたり 20万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次の各号に定める金額の合計に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 350万円 二 1学部あたり 60万円 三 1研究科あたり 40万円

備考

- 一 夜間または通信教育の課程が昼間の学部または研究科に併設されている場合、それらを1学部または1研究科として扱う。
- 二 学生募集を停止している学部または研究科については、評価手数料を徴収しない。

別表 2：再度の評価に係る評価手数料（第 2 条第 2 項関係）

種別	金額
大学教育質保証・評価センター会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 80 万円
大学教育質保証・評価センター非会員	次に定める金額に消費税を加えた金額とする。 一 大学基本額 125 万円